

## 岸和田市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅に太陽光を利用した発電システム(以下「住宅用太陽光発電システム」という。)を設置する者に対し、岸和田市住宅用太陽光発電システム導入補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、岸和田市補助金等交付規則(平成11年規則第43号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 補助金は、次に掲げる事項を目的として、住宅用太陽光発電システムを設置し、使用する者に対し、その設置に要する費用の一部に充てるものとして交付する。

- (1) 自然エネルギーを利用した環境にやさしい住宅の建設の促進及び地域の活性化
- (2) 住宅用太陽光発電システムの導入による省エネルギー促進及び各種データの収集
- (3) 市民に対する新エネルギー、省エネルギー等の環境意識の啓発

(対象システム)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅用太陽光発電システム(以下「対象システム」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適したものであって、低圧配電線と逆流有りで連系するもの
- (2) 未使用品であるもの
- (3) 電力会社と電灯契約を締結しているもの
- (4) 太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)に登録された太陽電池モジュールを使用しているもの
- (5) 太陽電池モジュールの公称最大出力の80パーセント以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後10年以上保証されているもの
- (6) メーカー等による住宅用太陽光発電システム設置後のメンテナンス体制が用意されているもの
- (7) その設置について市内事業者と契約を締結し、又は市内事業者によりその設置工事の全部又は一部が行われたもの

2 前項の市内事業者とは、住宅用太陽光発電システムの設置工事の全部又は一部を業として行う者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市内に本店を置く法人
- (2) 市内に支店、支社等を置き、かつ、本市に法人市民税を納付している法人
- (3) 市内に住所を有する個人

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、電灯契約を締結している個人であって、かつ、市税を滞納していない者のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住する者であって、その居住する住宅(店舗等の併用住宅を含む。以下同じ。)に対象システムを設置しようとする者
- (2) 市内において新築又は取得した住宅に対象システムを設置し、当該住宅に自ら居住しようとする者

(3) 市内において対象システム付き住宅を取得し、当該住宅に自ら居住しようとする者  
2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次のいずれかに該当する  
場合については、補助金の交付の対象としない。

(1) 対象システムを設置しようとする住宅が申請者の所有に係るものでない場合又は複数の  
者による所有に係るものである場合において、対象システムの設置について、書面に  
より当該住宅の所有者全員の承諾を受けていないとき。

(2) 規則第 13 条の規定による実績報告の日において、本市の住民基本台帳又は外国人登録  
原票に記録又は登録されていない場合

(補助金の交付額)

第 5 条 補助金の交付額は、対象システムを構築する太陽電池モジュールの公称最大出力(日  
本工業規格又は国際電気標準会議が定めた基準その他の日本工業規格を基準とする国際規  
格による公称最大出力とする。)の合計数(キロワット表示で小数点第 3 位以下を切り捨て  
た数とする。)に 4 万円までの範囲内において市長が別に定める額を乗じて得た額とする。  
ただし、補助金の交付額の上限は、16 万円とする。

2 補助金の交付は、1 世帯につき 1 回限りとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、対象システムに係る設置工事の着手前に、岸  
和田市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付申請書(様式第 1 号。以下「交付申請書」  
という。)に次に掲げる書類等を添付して提出し、市長に申請しなければならない。

(1) 対象システム設置場所を示す付近見取り図

(2) 対象システム設置前の現況写真(カラー)

(3) 対象システムの概要書

(4) 補助対象経費の内訳書

(5) 工事請負契約書の写し

(6) 売買契約書の写し(新築住宅の場合)

(7) 納税状況確認同意書(様式第 2 号)

(8) 補助金の交付申請をする者(以下「申請者」という。)以外の建物所有者全員の承諾書  
(様式第 3 号)

(9) 市内事業者以外の者と工事請負契約を締結した場合にあっては、市内事業者施工証明  
書(様式第 3 号の 2)

(10) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請書及び前項に規定する添付書類の提出方法は、一般書留又は簡易書留による郵  
送とし、提出期限は、市長が別に定める。

(計画変更等の承認申請)

第 7 条 規則第 7 条第 1 項各号の規定による市長の承認を受けようとする者は、次の各号に  
掲げる承認等の内容に応じ、当該各号に定める書類を提出し、市長に申請しなければなら  
ない。

(1) 設置しようとする対象システムの変更の承認 岸和田市住宅用太陽光発電システム導  
入計画変更等承認申請書(システム変更)(様式第 4 号)

(2) 申請者の住所、氏名等の変更又は申請者の死亡による申請者の変更の承認 岸和田市

住宅用太陽光発電システム導入計画変更等承認申請書（申請者等変更）（様式第5号）

(3) 対象システムの設置の中止の承認 岸和田市住宅用太陽光発電システム導入計画変更等承認申請書（計画中止）（様式第6号）

(4) 対象システムの設置工事又は対象システムを設置する住宅の新築工事の期間の延長の承認 岸和田市住宅用太陽光発電システム導入計画変更等承認申請書（期間延長）（様式第7号）

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を岸和田市住宅用太陽光発電システム導入計画変更等承認・不承認通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 市長は、規則第7条第1項各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定をする場合においては、次の条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付の決定を受けて対象システムを設置し、又は対象システムを設置した住宅を取得する者（以下これらを「補助事業者」という。）は、市長が別に定める期間、対象システムを善良なる管理者の注意をもって管理し、その居住する住宅において消費する電力の用に当てなければならないこと。

(2) 補助事業者は、対象システムが損傷又は滅失したときは、その旨を市長に届けなければならないこと。

(3) 補助事業者は、補助金の交付後においても、市長の求めに応じ、対象システムの使用状況の把握その他の市長の実施する施策に協力すること。

（補助金の交付決定通知）

第9条 規則第8条の規定による通知は、岸和田市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付決定通知書（様式第9号）による。

（実績報告書の提出等）

第10条 規則第13条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）は、岸和田市住宅用太陽光発電システム導入補助金実績報告書（様式第10号）による。

2 実績報告書の提出は、次に掲げる書類を添付して、一般書留又は簡易書留による郵送の方法により行うものとする。

(1) 住民票又は外国人登録原票記載事項証明書

(2) 対象システムの設置状況を示すカラー写真又は太陽電池モジュールの配置図

(3) 対象システムの設置費に係る領収書の写し及び太陽光発電システム導入に関する領収内訳証明書（様式第11号）

(4) 電力会社と締結した電力受給契約書の写し

(5) 対象システムの出力対比表（様式第12号）

3 実績報告書の提出期限は、補助金の交付の申請をした日の属する年度内において、別に市長が定める。

（補助金額の確定通知）

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、岸和田市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付額確定通知書（様式第13号）による。

（補助金の交付請求）

第 12 条 前条の規定による確定通知書を受けた者は、岸和田市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付請求書(様式第 14 号)を市長に提出し、補助金の交付請求を行うものとする。

2 市長は、前項の交付請求を受理したときは、当該補助事業者に対し、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第 13 条 規則第 17 条第 1 項に規定する場合のほか、補助事業者が次のいずれかに該当したときは、市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、岸和田市住宅用太陽光発電システム導入補助金交付決定取消通知書(様式第 15 号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(対象システムの処分に係る承認申請)

第 14 条 補助事業者は、規則第 19 条の規定による市長の承認を受けようとするときは、岸和田市住宅用太陽光発電システム処分承認申請書(様式第 16 号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 16 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 19 日から施行する。